

告 示

埼玉県越谷建築安全センター所長告示第二号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第四号の規定により、令和四年二月十八日第一号で指定をした道路を次のとおり変更した。

令和六年九月二十七日

埼玉県越谷建築安全センター所長 小 松 克 枝

第一号		変更番号
建築基準法 第四十二条 第一項第四号		指定の変更に係 る道路の種類
令和六年九月二十日		指定の変更の 年 月 日
変更後	変更前	指定の変更に係 る道路の位置
蕨市中央二丁目二百三番まで	蕨市中央二丁目百十二番二まで	
五十六・七六 (面積四千九百八十 九・二八平方メー トル)	五十七・八七 (面積五千六十九・二 三平方メートル)	指定の変更に 係る道路の延長 (単位メートル)
二十・〇〇〇百一・八五	二十・〇〇〇百一・八五	指定の変更に 係る道路の幅員 (単位メートル)